

**タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう
偽物を掴まされない賢い仕入れ方**



【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

【はじめに】

この度は、【タオバオ仕入れの注意点！税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】をダウンロードしていただき誠にありがとうございます☆

本書にはタオバオを利用した商品仕入れを行う上で知っておくべき、ブランド品を輸入する危険性や法的な事柄からわかった事を、そこそこ詳しく解説しております。

本レポートが今後の商品仕入れの際にお役立て頂ければ、嬉しいです。

ころり



【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

【推奨環境】

このマニュアル上に書かれている URL はクリックできます。
できない場合は最新の Adobe Reader をダウンロードしてください。
(無料です)

<http://get.adobe.com/jp/reader/>

【著作権について】

このマニュアルは著作権法で保護されている著作物です。
下記の点にご注意戴きご利用下さい。

このマニュアルの著作権は作成者・ころりに属します。
著作権者の許可なく、このマニュアルの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

このマニュアルの開封をもって下記の事項に同意したものとみなします。

このマニュアルは秘匿性が高いものであるため、著作権者の許可なく、このマニュアルの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

著作権等違反の行為を行った時、その他不法行為に該当する行為を行った時は、関係法規に基づき損害賠償請求を行う等、民事・刑事を問わず法的手段による解決を行う場合があります。

このマニュアルに書かれた情報は、作成時点での著者の見解等です。著者は事前許可を得ずに誤りの訂正、情報の最新化、見解の変更等を行う権利を有します。

このマニュアルの作成には万全を期しておりますが、万一誤り、不正確な情報等がありましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

このマニュアルを利用することにより生じたいかなる結果につきましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

目次

本レポート著者の紹介.....	5
タオバオとは.....	5
ブランド品は仕入れるな！.....	6
そもそもブランド品とは.....	6
商標権の侵害とは.....	7
並行輸入とは.....	8
正規品と模倣品の見極めは可能か？.....	8
税関チェックは完璧ではない.....	10
商標権利者は意外と放置プレイ？.....	10
ノーブランド品を仕入れるのが一番.....	13
おわりに.....	14

【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

本レポート著者の紹介

まずは本レポート著者であります、私ことろりの自己紹介を簡単に書いておきますね☆

とあるきっかけでネットビジネスというもの知り、いくつか情報商材なるものを購入、ブログアフィリエイト、メルマガアフィリエイトを経験し、今現在はせどりという手法でこつこつ稼ぎつつ食い繋いでやっております。

そうこうしながら、いくつかせどりに関する無料レポートも出していましてブログの方（URLは最後のページにて記載）でも紹介しています(^^)

これからせどりをやろうとしている方にはお役に立てるかもしれませんので、どうぞご自由にダウンロードしてくださいませ♪

タオバオとは

さて、まず最初にタオバオって言う言葉を初めて聞く方も中にはいるかもしれないので、少しだけ説明しておきますね(^^)

タオバオ

→ http://www.taobao.com/index_global.php

今現在中国で絶大な人気を誇るオンラインショップ、それがタオバオです。

最近では、国内オークションを使って転売し稼ぐための商品仕入れ先として注目を集めているんです☆

いわゆる在宅中国貿易というものですが、タオバオを利用した副業が今や定着しつつあると言っても過言ではありません(^^)

【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

ブランド品は仕入れるな！

このタオバオで扱っている商品仕入れの際に皆さんが迷うのは、きっとその欲しい商品がブランド品の場合、本物なのか偽物なのかという判断をする時だと思います。

中国と言えば模倣品が多い事でも有名ですよね f(´◇`;))

タオバオに出品されているブランド商品には、本物と偽物が入り混じっているわけですが、その見分け方がわからないと偽物をまんまと掴まされてしまう危険があるのですよ。

ではその本物を仕入れることができる可能性がどれくらいあるかと言いますと、タオバオに関してはかなりの確率で一般素人が本物を仕入れる事はできない・・・と、考えておいた方が賢明です。

つまり、始めからブランド品は仕入れの対象には入れない方がいいのです！

はい、もう本レポートの核心を8割方ずばり言いました(^_^)

あとは余談でも話しますか・・・(笑)

と言ったらさすがに拍子抜けすると思うので、この後はその理由も含めそれらにまつわるちょっとだけ怖～い話に触れようと思います f(´ー`;))

むしろこっちのほうが皆さん興味あるかも(*´艸)

そもそもブランド品とは

私自身この転売を行う際にタオバオを利用していますが、実は過去に一度偽物を掴まされた経験があるのです(^_^)

その経験を踏まえて、お話をしていこうかと思います。

その一件があって以来、「では偽物を掴まされないためにはどうしたらいい

【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

のか？」を随分と長い間考えていました（3日位・・・短っ！）(o^▽^o)

その結論が先程書いた“**ブランド品は仕入れるな！**”と、なるわけなんです
が・・・そもそもブランド品って何なのか？を説明しておきますね。

分かりやすく言うとブランド品とは狭義の意味においては、ファッション分野での高級品イメージがあるメーカーが扱う商品群を指します。

そのほとんどに何らかの文字や図形でブランドイメージを表現した商標（マークやネーミング）を使用することが多いのです。

この商標が付いたものがブランド品というわけですね☆

商標権の侵害とは

一般にブランド品には商標法という法律に基づき、権利者の業務上の信用と利益を守るために商標権が設定されています。

この商標権の侵害にあたるのは、主に模倣品などを作って販売したり、或いはそれを仕入れて販売する行為が該当します。

なので意図的であれ過失であれ、それらの行為は刑事罰や損害賠償の対象になるのですね。

そういうわけで、偽物とは知らずにタオバオで仕入れ国内で販売をする事で、商標権の侵害であると訴えられる可能性は、誰にでもあり得る危険な行為と言えます。

ではそういった偽物を仕入れないために、何らかの解決法はないのかを色々調べ考えた経緯を以下に少し書いてみる事にします(^^ゞ

【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

並行輸入とは

ブランド品を仕入れるとなると、いかにして偽物を避けて本物だけを見つけられるかなんですが、私自身はこの区別が一般人に可能かどうかを判断するのに、必要な予備知識を身につけるのが先決だと感じていました(^^)

実際にタオバオで仕入れる時には個人で、又は代行業者に注文を依頼して商品を取り寄せることになります。

この商標（マーク等）を見ただけで簡単にわかればいいのですが、その真贋を判断できないくらい巧妙にコピーされている物が多いのが実状です。

そこで真贋を見極めるためには、本物＝正規品、偽物＝模倣品、この違いがはっきりとわかる別な根拠を商標権に関わる法律等から見い出せないか？という考えに至り、その辺を詳しく調べることにしました(^▽^)

するとタオバオに限らずブランド品を第三者が国内の正規代理店を経由せずに輸入を行う事を**並行輸入**と言うのですが、この場合海外直営店或いは正規代理店、または免税店や特約店を経由して輸入しないとイケない、との事でした。

これはその仕入れる商品がその商標、出所、品質に同一性がなければ、商標権の侵害になるという判例が過去に出ているという理由からきています。

つまり、正規品ならばそれらの店で販売されているか、一度それらの店を経由しているはずですので、その確認が取ればいい事になるわけです。

従ってタオバオで仕入れる時には、そのショップが上記に挙げた代理店等に該当するか、或いは他の代理店等から仕入れた商品を扱っているのかが判断のポイントになります。

正規品と模倣品の見極めは可能か？

そこで単純に「これは正規品か？」と尋ねるよりも、代行業者に以下のように

【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

な正確性を期した確認をしてもらうと良いと考えました。

「その商品を扱っているタオバオショップ自体が海外直営店か、海外正規代理店、免税店或いは特約店か？」

又、

「そのタオバオショップが海外直営店から、または海外正規代理店、免税店或いは特約店などから直接仕入れた商品か？」

このように念を押した問い合わせに対して曖昧な回答又は遠回し的な表現で回答してくるかどうかで、真贋がわかる場合があります。

私も実際にこれで偽物の確認が出来た事がありますので(*^^)v

しかし気をつけなければいけないのは、その取扱出店者が偽物を本物として嘘を付いていないとも限らない、という事です。

それと出店者への評価やコメント内容等も判断材料としては、あまりあてにしない方が賢明だと思います。

また正規品と比べて外観などの形状に明らかな相違が見られない場合であっても、素材などが違ったりすれば模倣品になるので十分注意が必要になります。

それと並行輸入において大事な点なのですが、正規品であってもアウトレット商品（新品でのワケあり商品）の場合は品質の問題で商標権の侵害となる場合があるので注意が必要です。

結局のところ仕入れの際はそのメーカー商品の詳細をきちんと把握しておく事が大事なのですが、細かい部分ではどうしてもチェックや真贋の区別が確実に出来るという保証はないのですね。

【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

税関チェックは完璧ではない

ではもしそのようなブランド品の偽物を輸入、販売したらどうなるかを知っておく必要があると思います。

まず仕入れた商品が国内に届いたら、まず真っ先に税関で商標権や著作権などを侵害する物かどうかのチェックがなされます。

ここで問題ないと判断されたら手元に無事に届くのですが、実はこれで安心というわけではないんですよΣ(´□`;))

これはよく肝に銘じて欲しいのですが、税関といえども人間がチェックする以上は見逃しやミスも当然あると考えていなければなりません。

実際の話、以前私がタオバオで仕入れた商品がこの厳しいとされる税関チェックでお墨付きをもらったはずなのに、いざオークションで出品すると直にその商品を扱っているブランドメーカーから違反申告を受けてしまい、冷や汗をかきました(>_<;)

その時は出品削除と利用停止の処置だけで済みましたが、今思うとかなり恐ろしい出来事でしたよΣ(´□`;))

だって安心してきっていたところにいきなり権利侵害だって申告されたら、誰だって驚くし、精神的なダメージを受ける事は想像に難くないでしょう(^_^;)

であるのならば、ブランド品はチェックに手間もかかるしこういったリスクもあるし、真贋の区別は難しいしでタオバオ仕入れには向いてないとなり、結局「仕入れないに越した事はない！」となってしまうのですΣ(´□`;))

商標権利者は意外と放置プレイ？

そこで今回のようになぜ水際で阻止できなかったのか疑問に思っ、可能な限りまた調査してみました(^^ゞ

【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

すると商標法と関税法及び税関のHP等をよく見直している時に、あることが判明したんですが、どう考えてもその理由は二つしか思い当たりませんでした。

- ① 実はその権利者が税関に「**輸入差止申立**」を行っていなかったために、税関が侵害物品とは判断できずに素通りするという不手際が起こった。
- ② 輸入した商品が少量だったので、個人使用目的での輸入と判断された。

ということが考えられました。

ここで権利の侵害であると税関で認定されると、次のような痛い目に遭うリスクがありますよ～ということを知っておいてください(´▽`;)ゞ

商標権侵害の罰則

5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は両方の併科
(業としてのみなし侵害行為)

10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又は両方の併科
(業としての侵害行為)

輸入禁止品の罰則

10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又は両方の併科

基本的に手に入れた後の“売る行為”が商標権の侵害として責任を問われますので、個人使用の目的で購入した場合は今のところ法律的に罰則規定はないようです。

参考

ブランドのコピー商品を購入すると罪になる？

→ <http://www.hou-nattoku.com/consult/634.php>

この「**輸入差止申立**」という制度は一端の企業なら知っておくべき制度です。

多くの国内ブランドメーカーがこの制度を利用して、侵害物品を水際で輸入阻止するために申立を行っている証拠が、こちらで閲覧できますので一度ご

【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

確認くださいね。

(財)日本関税協会 知的財産情報センター

→ <http://www.kanzei.or.jp/cipic/>

調べたところ以前申告を受けた該当メーカーさんの申立は記載されてませんでした。

この制度を利用しないと今後国内でコピー商品が大量に出回る可能性があるわけですから、本来ならメーカー側にとって看過できない事態が想定されるのです。

一応調べてみると、きちんと商標登録はされていることが確認できましたので、これは単にこの「輸入差止申立制度」を知らないだけかもしれませんが、となるとどこか知らないというのもおかしな話にも感じてしまいます・・・
f(´ー`;))

もしくは別に個人使用目的の購入（個人輸入）なら、先にも書いたとおり商標権侵害の対象からは外れていると見なされそうなのでOKと考えているのかも？ですよね f(´◇´;))

※ちなみに豆知識として、この「輸入差止申立制度」は基本、特許庁に商標登録されていなければ実質利用できません。

そうすると商標権を侵害するとの主張もできないし、仮に主張しようとしても税関での輸入差止認定手続きの際には認められません。またこの商標登録する際は特許庁に申請し登録料を払わないといけないのですが、登録し続ける限り更新料等（これが意外に高め）を納付しなければならないと商標法には定められています。

ひょっとすると、この更新料が高いために、それをケチっている企業も多いのかもしれないね・・・。また商標登録されている場合は「輸入差止申立制度」は無料で利用できます。

【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

個人的には購入者が被るリスクや企業利益を第一に考えていれば、商標権利者は税関の水際対策ができるよう差止申立を行い対策をしっかりと講じるのが当然ではないの？という至極真つ当な考えを抱いておりますが・・・はて、真相はいかに？

ノーブランド品を仕入れるのが一番

さてタオバオでブランド品を仕入れる事が結局、今までに述べてきたリスクを負うことになるということが理解できれば、始めから仕入れない方が良いときっと思うでしょう(^^)

それではノーブランド商品を仕入れれば良いということになりますが、これは商標権を侵害するかどうかの判断は基本、すでに登録されている商標（マークやネーミング等）が使われていないものを選べばいいだけです。

もし仕入れようとする商品に商標らしきものが確認されたら、それが実際に国内で商標登録されているかどうかを特許庁のHPで確認できますので、そのチェックは必ずするようにしてくださいね(^^)

特許庁登録商標検索システム

→ http://www1.ipdl.inpit.go.jp/syutsugan/TM_AREA_A.cgi

特許庁登録商標呼称検索システム

→ http://www1.ipdl.inpit.go.jp/syouko/TM_AREA_B.cgi

この中に類似した商標が見つからなければ、基本安心していいと思います☆

あとタオバオで仕入れないほうがいい商品の別の判断材料として、

ヤフーオークションの知的財産権保護プログラム

→ <http://easyurl.jp/1t6r>

ここに記載されてある企業の商品は常にチェックされているので、正規品かどうか怪しいと思うような物は仕入れない事ですね(^^)

【タオバオ仕入れの注意点！
税関もタジタジになっちゃう偽物を掴まされない賢い仕入れ方☆】

おわりに

ここまで少々長ったらしく書いてきましたが、タオバオ仕入れでブランド品を仕入れる事が、どれだけ難しく又リスクがあるのかを理解して頂き、今後の商品選びの参考にしてもらえれば幸いです☆

以上で本レポートの最終結論としてはこうなります(^^ゞ

タオバオ仕入れで税関もタジタジになっちゃう、偽物を掴まされない賢い仕入れ方は・・・

「ブランド品には手を出さず、ノーブランド品を仕入れのメインとする♪」に限る！ですねo(∇^☆)

それでは最後までお読みくださいますて、ありがとうございました！

ころり



発行者：ころり

ポンポンころり♪ のドキドキ哀楽日和

<http://ameblo.jp/arufa-omega-love-univers/>

せどりで稼ぐ♪ 目利き不要で安定収入を目指せ☆

<http://sedorichtool.seesaa.net/>